STARASIA
Investment Corporation

2020年10月5日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　菅野　顕子
TEL：03-5425-1340

# 控訴の取下げに関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、さくら総合リート投資法人（以下「さくら総合リート」といいます。なお、さくら総合リートは2020年8月1日付で本投資法人と合併しています。）の投資主であったギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド（以下「原告」又は「控訴人」といいます。）が2020年3月2日付で行った控訴（詳細については、さくら総合リートが2020年4月21日付で公表した「投資主による「投資主総会決議取消訴訟」棄却決定に対する控訴に関するお知らせ」をご覧ください。以下「本控訴」といいます。）について、2020年10月2日付でその全部を取り下げたこと（以下「本控訴の取下げ」といいます。）を、本日確認しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本控訴の取下げにより、原告が2019年9月12日付で提起した投資主総会決議取消訴訟（詳細については、さくら総合リートが2019年9月24日付で公表した「投資主による投資主総会決議取消訴訟の提起及び仮処分命令の申立てに関するお知らせ」をご覧ください。）について、原告の請求をいずれも棄却した、東京地方裁判所の2020年2月27日付判決（詳細については、さくら総合リートが2020年2月27日付で公表した「投資主総会決議取消訴訟の判決等に関するお知らせ」をご覧ください。以下「本判決」といいます。）が確定しました。

本控訴の取下げにより、2019年8月30日午前に開催されたさくら総合リートの投資主総会（詳細については、本投資法人が2019年8月14日付で公表した「ライオンパートナーズ合同会社によるさくら総合リート投資法人の投資主総会招集通知発送に関するお知らせ」及び2019年8月30日付で公表した「ライオンパートナーズ合同会社が招集したさくら総合リート投資法人投資主総会の決議結果に関するお知らせ」をご覧ください。以下「本総会」といいます。）に関連して提起されていた一連の争訟は全て終結しました。

記

１．控訴先裁判所及び控訴年月日
（１）　控訴先裁判所　：東京高等裁判所
（２）　控訴年月日　：2020年3月2日（控訴状受領日　2020年4月20日）

２．本控訴を行った投資主（控訴人）
（１）　名称　：　ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド
（２）　所在地　：　オーストラリア、ニューサウス・ウェールズ州、 シドニーライムストリート154階
（３）　代表者の役職・氏名　：　代表社員 ニール・アールジェイ・ウェレット

３．本控訴の内容

本総会の決議について、控訴人は、投資主総会の招集の方法及び決議の方法に法令違反又は著しい不公正が認められる等と主張し、本総会において承認可決された第 2 号議案乃至第 4 号議案の決議取消しを求め、投資主総会決議取消訴訟を提起しました。さくら総合リートが 2020 年 2 月 27 日付公表の「投資主総会決議取消訴訟の判決等に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、同日付で東京地方裁判所は、控訴人（原審原告）の請求をいずれも棄却することを内容とする本判決を下しましたが、控訴人は本判決を不服として、本控訴を行っていました。

４．本控訴が取り下げられた日

2020 年 10 月 2 日

５．今後の見通し

本控訴の取下げによる本投資法人の業績に与える影響はありません

以上

＊本投資法人のホームページアドレス：http://starasia-reit.com